6 会 美 産 振 第 2624 号 令 和 7 年 2 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)		会津美里町
		(07447)
地域名 (地域内農業集落名)		舘 地区
		(舘)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和 6年 6月 16日
		(第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・当該集落は、昭和50代に区画整備事業が完了し、水稲を基幹作として農業が行われてきた。
 - ・集落内の農家は、自給的農家や兼業農家がほとんどで専業農家がいないため、農業者の高齢化や後継者不足により、今後は現状を維持することが困難な状況にある。そのため、集落内で担い手の確保が難しいため集落外の耕作者に頼らざる得ない状況になっている。
 - ・集落内の一部の農地はため池の水利により耕作しているところがあり、渇水時など十分な水が確保できない農地がある。
 - ・近年、イノシシによる農作物被害が増え、農業者個人が電気柵を設置し対策を講じているが、今後は一体的な対策が必要となっている。

【地域の基礎的データ】農業者:4戸、(うち50歳代以下2人) 認定農業者:0人 新規就農者:0人 主な作物:水稲、柿、アスパラガス

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・新たな担い手の確保が困難なことから集落外からの入作者を確保し、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。
 - ・また、集落内の農村環境を維持するため農道及び水路については集落ぐるみで保全に努める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金の認定農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農					
	業者へ農地の集積・集約を図る。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら					
	効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえて、多					
	面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるた					
	め、自治区並びに既存の多面的機能支払事業の活動組織が中心となり、新規就農者や入作者の活動組織が					
	サポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
・取り組む予定なし						
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ (1) 鳥獣被害防止対策 □ (2) 有機・減農薬・減肥料 □ (3)スマート農業 □ (4)輸出 □ (5)果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 ☑ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	①イノシシの被害が増加していることから集落ぐるみで対策を検討する。					
	⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や道・水路の維持管理を行う。					